

20世紀はカトリック教会にとって、嵐で始まったような世紀である。1901年の結社法（以下1901年法）、それに続く1905年の政教分離法（以下1905年法）は、カトリック教会を決定的に公の舞台から葬り去り、信仰を私的生活領域に押し込めた。

結社とは団体とも言い換えられるが、フランス語ではこのことをアソシアシオン（association）という。一般的に民衆に結社の自由を与えるということは、体制を転覆したり社会を乱したりするような雰囲気醸成する可能性もあり、体制を維持する側にとってあまり好まれないものであろう。そういう視点からみれば、この1901年法は自由に国民一人ひとりが自分たちの考えを標榜できる社会を作り上げる上において評価されるべき法律であろう。しかし他方では、実に不合理な法律でもあった。なぜならば、露骨なまでにカトリックという一団体が目の敵にされたからである。今やカトリックが標的にされていた事実など忘れ去られてしまっているこの1901年法に、当初は共和国側のある種悪辣な思惑があったことは、ライシテの歴史の流れにおいて頭の片隅に残しておくべき視点であろう。

実際、非宗教的なアソシアシオンは役所での申請手続きだけで法人格が認められたが、修道会の場合、事前の認可、財産状況や運営資金の報告が義務付けられ、手続きにも3カ月を要した。もちろん非認可となれば解散である。法律が制定されたとしても施行段階で手心が加えられることもあるが、この法律の実行は熾烈を極めた。

その旗頭がエミール・コンブである。その過激な闘争ぶりから、反教権主義の、また政教分離の立役者とされる。この一風変わった政治家を描いた風刺画には興味深いものが多い。「カトリックの長女」と言われたフランスを表す女性を断頭台にかけ処刑を行う姿や、角やしっぽの生えた悪魔として描かれ修道士たちを血祭りにあげたり追い掛け回す姿、あるいは上半身は修道士かローマ法王のように十字架を携えた宗教者の姿だが、腰にはフリーメーソンのコンパスを掲げ、足元には悪魔が並び修道士たちを踏み殺し、十字架をも踏み割る姿で描かれたりしている（<http://www.caricadoc.com/article-26736262.html>）。いかに彼が忌み嫌われていたかが分かる。

この最後の風刺画の描かれ方はコンブの経歴にも関係している。彼は修道会系の学校を出て神学の博士号を取得、修道会系の学校で教壇にも立ち、一時聖職者を目指したが信仰の世界を捨てる。医師の免許をとって開業した後、政界にうって出て、ポンス市長、県会議員、上院議員、宗教・公教育大臣と着々と出世し首相に上り詰めた。1901年法の適用に当たっては、2,500に上る数の修道会や修道会系の学校を閉鎖し、武器を持たない修道士・修道女たちを追い回すのに軍の投入も辞さなかった。さらに1904年には、すべての修道士・修道女を教育の世界から追放する修道会教育禁止法を成立させる。幾多の修道士たちが国外退去を余儀なくされた。こうして「小司祭コンブ（Petit père Combes）」と呼ばれながら修道会を徹底的に攻撃し続けた彼であるが、実のところ反キリスト教でも無神論でもなく、信仰を否定していたわけではない。ただ教権主義を心の底から嫌悪していた。コンブのような極端な人物にすら、生活におけ

る心象風景として生き続ける信心の姿を垣間見ることができるのは、示唆に富んだ例のように思われる。

ところがコンブはアンドレ軍務大臣がフリーメーソンの人脈を利用して将校の政治宗教思想を調査した1904年の調書事件（Affaire des Fiches）を経て失脚する。コンブ内閣の1905年法案は、次の内閣により成立した。法律名を正確に訳すと「国家と宗教の分離法」となる。カトリックのみならず、プロテスタントもユダヤ教も公認宗教ではなくなり、聖職者への給与や、教会への補助金もなくなった。教会の資産は公的機関の所有となり、新たにつくられた在家信徒会に割り当てられた。こうしてフランス的なガリカニズムは終焉を迎え、1801年にナポレオン政権下で成立したコンコルダート体制に幕が引かれたのである。司教の任免権の復活などカトリックにとって悪いことばかりではなかったが、ローマ教皇ピウス十世はこの法律を激しく非難した。

当時の政治家の中には、カトリックの教会制度を国家の中に存在するもう一つ国家として捉えるものもいた。つまり、国家と国民の間に割って入り、市民を操作することによって国家の事業に強い影響を及ぼす組織と見做されていたのである。そのような国内国家、つまりカトリック教会の排除こそがこの1905年法のねらいであった。ようやくカトリックへの付度なしに個人が国家に統合される制度が確立したとも言えるだろう。

1901年法から1905年法までの一連の流れは、いかに剛腕を振るったとはいえコンブのような一政治家の力業などではもちろんない。共和国として議会で幾度となく審議を繰り返した結果の産物である。しかも、フランス革命からここにいたるまで百年以上の月日が経っている。つまり、ある一時期の特定の政治家の気まぐれが引き起こしたような出来事ではない。共和国の積年の願い、それが1905年法となって結実したのである。こうして鏝迫り合いを続けた共和派とカトリックとの主導権争いは、前者の勝利で一応の決着を見た。

しかしその後、極左勢力や労働争議などの政治的理由から、カトリックへの強硬策は緩和の方向へ向かう。結局のところ「反教権闘争は、カトリック教会の国民生活への影響力を完全に奪いとってしまうまでにはいたらず、「三色旗は十字架の社会的・政治的影響力を根こそぎにすることには成功しなかった」（谷川：2015、pp.236～237）のである。

とはいえ、1905年法により、フランス革命から続いた一連の反カトリック教会運動は、ある一つの目標に到達したともいえる。ライシテの歴史はまだ続くが、次の言葉をもって一先ずここで歴史の経緯を追うことを終えたい。

「1905年法は、一つの結節点であることは確かだとしても、これが終着点ではない。ただし、この先百年の歴史は、新たな展望のもとで書き起こされるべきだろう。」（工藤：2007、p.187）

[参考文献]

Jean-François Sirinelli, *Dictionnaire de l'histoire de France*, Larousse, 2006.

Jean Baubérot, *Histoire de la laïcité en France*, PUF, 2010, pp.71-88.

谷川隼『十字架と三色旗』岩波現代文庫、2015年（pp.210～237）。

工藤庸子『宗教 VS 国家』講談社現代新書 2007年（pp.174～189）。